

【要望事項】

鋼材価格の急騰に伴う迅速な対策の検討について

【要望趣旨】

現下の建設産業は、建設投資の縮小に伴う過剰供給構造を背景に受注競争が激化し、ダンピング受注や下請業者への指値発注が横行しており、工事原価を無視した価格での受注が激増しております。

一方、中国等を中心とした鋼材需要の急拡大により、世界的に鋼材需給が逼迫し、日本国内においても鋼材価格が急騰するとともに、一部の鋼材については品薄状態にあり、予定する期間内での鋼材確保が相当困難になっております。

鋼材価格は、昨年来より異形棒鋼で約 6 割、H 形鋼で約 7 割、アルミニウム・ステンレスで約 3 割のほか、鋼管なども大幅に上昇しております。

ダンピングや指値発注の中での建設用鋼材の急騰は、専門工事業者の経営合理化等によって吸収できる余地はなく、極めて厳しい経営を余儀なくされております。

つきましては、建設用鋼材価格の市場調査を厳格に実施し、予定価格の積算にあたっては最新の鋼材単価を使用するとともに、工事施工中の場合は請負契約約款の物価スライド条項を適用し、請負金額の増額変更をお願いいたします。

また、鋼材の品不足や納入遅れなどにより建設工事に影響が出てきているため、工期の弾力的な運用を行うようお願いいたします。

【要望事項】

元請企業の派遣技術者活用への指導について

【要望趣旨】

元請（大手ゼネコン）は、建設投資が縮小する中でも利益確保を行うために技術職員のリストラを断行しているところであり、技術職員の代替え措置として中小規模の民間マンション建築現場では、派遣技術者の活用が目立つようになってきております。

施工管理を担う派遣技術者は、すべてではないが責任感に欠け、現場全体の状況把握や施工管理能力が不足している場合が見受けられます。

建設専門業者は、本来元請が行うべき施工管理や安全管理についても自主管理の名の下で、安全パトロール、書類作成、墨出し、工事写真撮影などをコスト負担なしで実施し、元請に対して誠意を持って対応しております。

しかしながら、明らかに派遣技術者の施工管理ミスで起こった、ロスタイムや手戻り作業、やり直し作業などは、一方的に責任を建設専門業者に押しつけており、施工コスト負担を認めてもらえない現状であります。

加えて、派遣技術者は建築工事が完了すると直ちに現場を離れてしまうため、元請としての責任所在が不明確になってしまうケースも多く、下請代金精算時に赤伝処理として差し引かれております。

現在のコスト縮減の中で元請側は、派遣技術者の活用による施工コスト削減はできませんが、建設専門業者にとってはコストアップどころか原価割れを引き起こすものであります。

つきましては、元請の派遣技術者の活用状況及び元請と派遣技術者との指揮命令などについて早急の実態調査を行うとともに、施工管理責任の改善に向けた対策を講じていただくようお願いいたします。

【要望事項】

ユニットプライス型積算方式の導入に伴う課題について

【要望趣旨】

国土交通省は、平成15年3月に策定した「公共事業コスト構造改革プログラム」に基づく積算体系の見直しとして、従来の積み上げ方式から歩掛を用いない施工単価方式（ユニットプライス型積算方式）への移行を進めているところであり、本年度下期以降から直轄工事のうち舗装工事、道路改良工事、築堤工事の3工種について順次試行を行うと聞いているところであります。

ユニットプライス型積算方式の試行に当たり、以下のような諸課題が発生することが予想されるため、慎重に実施されるようお願いいたします。

工種ごとのユニット単位をどう取り扱うのか。積み上げ方式と異なり、工事が少ない業種や単独では物を作らない（作れない）業種は、積算に反映されない恐れがあるのではないかと。市場単価方式の採用に当たっても往々にして同じ問題が発生している（難易度による割増等）。

予決令による予定価格の上限拘束性がある中で、工事契約の都度落札価格が下落していくことが予測される。これをどう補正するのか。

現在のダンピングや指値が横行している取引市場の中で、正しい価格でデータベースが構築されるのか。

発注者と元請の間ではユニット定義集により契約条件が明確にされるが、元請と下請の間では契約条件が現在必ずしも明確になっていない。このため、建設生産システム合理化協議会（中央システム協）が策定し、国土交通省総合政策局長名で周知を図った「総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化について - 『施工条件・範囲リスト』（標準モデル）の作成 - 」を活用するよう元請に対して指導をお願いしたい。

発注者の現場監督官や会計検査院の検査などの対応をどう行うのか。今回のユニットプライス型積算方式は、受注者側の自由な裁量のもとで工事施工が可能になるが、従来と同じ方式で現場監督や会計検査が実施されれば、受注者側の自由裁量による工事施工が制限されることになる。

ユニットプライス型積算方式は、従来の積み上げ積算のような直接工事費の内容が見えにくくなるため、元請との交渉材料がなくなる恐れがあります。つきましては、発注者において従来の標準歩掛のような施工の実態を指標として公表くださるようお願いしたい。

【要望事項】

基幹技能者の評価・活用の具体化について

【要望趣旨】

総ての産業において、ものづくりの中心となるのは熟練の技能者であり、特に建設業においては、建設現場にあって直接生産活動に従事する技能労働者の果たす役割は大変重要であり、専門工事業経営の要であります。

生産性の向上、建設コスト縮減といった近年の建設産業の課題に応えるためには、「仕事の段取り」、「とりまとめ」といった作業管理の分野が重要であり、特に、現場での施工の実情に精通し、現場における作業管理・調整能力を有し、現場の実態に応じた施工方法を技術者に提案し、現場の技能者を適切に指揮・統率を行う「基幹技能者」の役割、存在は非常に大きなものであります。

平成16年4月現在で13職種19団体が基幹技能者の育成に取り組、今後さらに拡充される状況にあるが、他産業と比べても処遇については、十分ではないといわざるを得ない現状であります。

つきましては、基幹技能者に具体的な活躍の場を与えることにより現場施工体制を充実・向上させるとともに、不良・不適格業者の排除と現場の高い生産性の実現並びに安全で品質の優れた工事施工に寄与するため、基幹技能者の現場常駐を図っていただきたい。

また、現行の技術者制度は工事規模によって監理技術者及び主任技術者を配置することとしているが、主任技術者に基幹技能者を選任し、監理技術者と基幹技能者を組み合わせて常駐させる、または監理技術者の補助として基幹技能者を常駐させるなど、技術者制度を改訂し基幹技能者の位置づけを明確にしていきたい。

【要望事項】

下請代金債権の保全措置について

【要望趣旨】

建設会社の倒産が続出して下請代金の不払い事故が後を断たない。昨年、国土交通省は、公共工事について下請代金の不払いがあった時に、発注者が直接下請業者に工事代金を支払う仕組みが提案されている。

発注者と元請業者の請負契約において、発注者が元請代金を支払う時点で支払期限にある下請代金の不払いがある時には、発注者が元請代金の一部を直接下請業者に支払う旨の特約を付そうというものである。

これについては、発注者にとって下請代金の支払状況確認など事務の煩雑さや、民間工事が対象にならないなどの問題が指摘されたところであります。

また、昨年「新たな保証制度に関する実務研究会」は、米国で広く利用されている下請の代金債権を保護する支払保証(ペイメントボンド)の導入について検討を行ったが、現時点での制度導入は主に引受機関(損保会社等)の問題から困難と結論付け、今後の課題としたところであります。

支払保証(ペイメントボンド)を導入した場合は、発注者の事務的煩雑さは解決でき、更正手続きや他の債権との優劣関係などの問題もなく、最も効果的な方策と考えられる。現状のように代金不払い事故の損害は、下請業者が泣いて済んでしまえば発注者には問題がないため、あえて保証料を払おうとはしないものと考えられる。

発注者、元請、下請それぞれが不払いリスクを分担する制度基盤がなければ支払保証のニーズが生まれにくい。米国ではメカニクス・リーン法とミラー法であり、フランス、韓国では、発注者による下請代金直接支払い制度と保証の義務化がそれにあたるといえる。

日本の場合、民間工事を含めて下請代金債権の保全措置の整備を図るべきであるが、法制度化には時間がかかると考えられるため、公共工事下請代金の発注者による直接支払い措置を緊急対応として先行的に講じ、これをベースに支払保証サービスの導入を検討いただきたい。

また、昨年、一昨年と制度の拡充が図られております下請セーフティネット債務保証事業については、下請専門工事業者向けの資金繰りの円滑化が図られるよう、より一層の制度拡充について検討いただきたい。

【要望事項】

建設業法及び入札契約適正化法の遵守と指導の徹底について

【要望趣旨】

下請代金支払遅延防止法（略称「下請法」）が、平成 15 年 6 月 12 日に改正され、その適用が平成 16 年 4 月 1 日以降に発注する取引から適用されております。

今回の改正下請法の適用を受けた場合、親事業者に四つの義務（書面の交付義務、支払期日を定める義務、書類の作成・保存義務、遅延利息の支払い義務）が課され、
、に違反した親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従事者は 50 万円以下の罰金に処せられることとなっております。

しかしながら、下請法では、役務の提供に係る下請取引について、建設業法に規定されている建設業を営む者が業として請け負う建設工事はこの法律の対象とはなりません。なぜなら、建設業法によって同法と類似の規制が行われているためであります。

書面による契約が締結なされていないことは建設業法 19 条に、下請代金の支払いについては建設業法 24 条の 3 項に抵触すると考えられると思われま

す。
つきましては、現下の建設専門業の経営を逼迫する廃棄物処理費用の一方的な差引、駐車料金、トイレ代等の一方的な差引、追加工事の強要、追加工事代金の未払い等、不公正な取引を取り締まるべく、建設業法における処罰の厳格化並びに適正な遵守の指導の徹底をお願いいたします。

また、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を基本原則とした、入札契約適正化法及び同適正化指針が平成 13 年 4 月に施行されて 3 年が経過したところであります。

各公共発注者の適正化措置の実施状況については、毎年フォローアップ調査が行われ、その結果に基づいて財務省、総務省、国土交通省が連携して取組の遅れている、特に公共団体に対して要請文が発出されているところであります。

公共工事の発注のうち、件数ベースで約 86%、金額ベースで約 69%を公共団体が占めているところであるが、特に市町村においては土木又は建築担当の技術職員が十分に在籍しておらず、一人も技術職員が在籍していない市町村も全体の約 26%を占めております。

こうした状況の中で、入札契約適正化法及び同適正化指針に基づく措置については市町村レベルの取組が遅れていると思われま

す。
公共団体の入札改革の動きの中で特に問題となる点としては、予定価格の事前公表に合わせて最低制限価格も同時に行っている場合が多くあり、結果として最低制限価格と同額で入札する者が複数に上ることから、落札者の決定に当たっては、入札業者の技術力や経営力等を考慮せずくじ引きなどを行っている現状であり、建設業界を大混乱に落とし入れております。

また、最低制限価格と同額で落札した元請は、いわゆる指値発注によって下請専門業者にそのしわ寄せを押しつけている現状にあります。

つきましては、総務省とも連携を取って最低制限価格の事前公表を行っている公共団体に対して、中止するよう強く要請を行うようお願いいたします。